

やまぐち健康経営企業認定制度実施要綱

(趣旨)

健康寿命の延伸のためには、生活習慣病の発症・重症化予防が重要であり、とりわけ生活習慣病の発症リスクが高くなる働く世代への効果的な支援が課題となっています。

そこで、従業員の健康づくりを経営上のメリットと捉え戦略的に取り組む企業を評価し、その取組が継続されるよう環境整備を図ることで、企業を通じて働く世代の健康増進の自覚と実践につなげ、健康寿命の延伸を図るものです。

(定義)

第1条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 健康経営 従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。
なお、健康経営は「NPO法人健康経営研究会」の登録商標となっている。
- (2) やまぐち健康経営企業認定制度事業 健康経営を目指す企業の登録、取組支援、取組実績を踏まえた健康経営企業の認定及び更新、認定企業の中で優良な企業の表彰を行う事業をいう。(以下、「事業」という。)
- (3) 県 山口県健康福祉部健康増進課をいう。
- (4) 健康福祉センター 各健康福祉センター(防府支所を含む)をいう。
- (5) 実施保険者 事業を県と協働して実施する公的医療保険者をいう。
- (6) 受付窓口 実施保険者に加入していない場合は、所在地に応じて県(下関市のみ)または所轄する健康福祉センター、実施保険者に加入している場合は、その実施保険者となる。

(実施主体)

第2条 本事業は、県及び実施保険者が協働して実施します。

(実施対象)

第3条 県内に所在する従業員1名以上の公的医療保険適用企業です。

なお、登録や認定の単位となる企業の組織の範囲は以下のとおりとします。

- (1) 県内に本社を有する場合：支店等を含んだ企業全体
- (2) 県外に本社を有する場合：支店等の単位でも可能

(制度内容)

第4条 制度内容は、以下のとおりとします。

(1) 登録

登録を行う企業は、随時、受付窓口に登録申請書(様式1)を提出し、県または実施保険者が登録条件の適合を確認して登録します。

ア 登録には、以下の（ア）から（エ）の全ての項目を満たす必要があります。

（ア）従業員の健康管理に関連する法令等を遵守し、重大な違反をしていないこと。

（イ）健康づくり担当者を設置すること。

（ウ） 山口県及び実施保険者と連携し健康づくりを推進すること。

（エ） 企業における健康づくりの取組目標の設定及び企業名の公表の承諾

取組内容は、別表に定める認定基準を踏まえ、「健(検)診」、「健診結果の活用」の分野は全項目必須、他の分野は各1項目以上について目標を設定していただく必要があります。

イ 取組目標は、企業から変更届の提出がない限り毎年自動的に継続されます。

ウ 認定に必要な取組期間として、原則として1年目は登録された翌月から1年間、2年目以降も、前年の取組期間終了から切れ目なく1年間の取組を継続して行うこととします。

なお、平成29年6月までの登録については、取組期間が1年未満でも可能とします。

（2）登録企業の取組への支援

受付窓口は、登録企業に対して健康情報の提供を行うとともに、必要に応じ、訪問等により健診結果の見方や健康課題対策の助言など、健康づくりに向けた支援を行います。

（3）認定

ア 県は、取組期間終了後、登録企業から提出される評価シート（様式4）を基に、別表に定める認定基準に基づき、取組結果の合計点が65点以上ある場合、健康経営企業として認定を行います。

イ 認定の有効期間は1年間とし、毎年更新するものとします。

ウ 認定に至らなかった企業は、認定されるまで翌年以降も登録企業として取組を行います。

（4）認定による特典

認定による特典は、別に定めます。

（5）知事表彰

県は、認定企業のうち、取組実績が優良で他企業の模範となる取組を継続実施する企業について、別に定める基準に基づき知事表彰します。

（実施手続）

第5条 実施手続きは以下のとおりとします。

（1）登録

ア 企業は取組内容を決定し、受付窓口に登録申請書を提出します。

イ 受付後の対応

受付窓口は内容を確認し、支障がない場合には、県及び実施保険者は、登録企業の所在市町、企業名についてホームページに掲載します。

ウ その他

受付窓口は、関係団体や加入企業等への働きかけを通じて、「健康経営企業」の

認定に向けた登録を広く募集します。

(2) 登録企業の取組への支援

受付窓口は、登録受付時に取組支援の希望や支援内容等の確認を行い、それを踏まえて対応します。

(3) 認定

ア 取組期間終了後、登録企業は速やかに取組結果について評価シートに記載し、受付窓口に提出します。

イ 受付後の対応

受付窓口は、評価シートの内容を確認し、確認結果を県へ進達します。

ウ 審査・認定

県、実施保険者は、登録企業が認定基準を満たしているか合同で審査します。

審査結果を踏まえて県が認定を行い、認定証、認定ステッカー、のぼり及びミニのぼり、認定ロゴのデータが入った電子媒体を交付します。

エ 更新手続きは、同号アからウにより毎年行います。

(4) 知事表彰

県、実施保険者は、合同で認定企業のうち優良な企業を選定し、県が表彰します。

(変更)

第6条 変更が生じた場合は、以下のとおりとします。

(1) 企業代表者や健康づくり担当者、加入する公的医療保険者に変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式2）を受付窓口提出してください。

(2) 取組目標の変更については、評価シート等の提出時に変更届を合わせて受付窓口提出してください。

(3) (1)、(2) 以外の変更が生じた場合には、任意の様式等で受付窓口へ報告してください。

(中止)

第7条 登録企業または認定企業は、取組を継続できなくなった場合、中止届（様式3）を受付窓口提出し、登録または認定を中止することができます。

2 取組を中止する場合、中止届の提出と合わせて、認定企業は認定証、認定ステッカー、のぼり及びミニのぼり、認定ロゴのデータが入った電子媒体の返納を行うものとします。

3 再び取組を行う場合には、登録申請から行うこととします。

(取り消しについて)

第8条 認定の取り消しになる場合は、以下のとおりです。

(1) 認定更新に当たり第4条第3号アの認定基準を満たさない場合は、認定を取り消します。

認定を取り消された企業は、登録企業として再度1年間取組を行うものとします。

(2) 登録企業または認定企業としてふさわしくないと認められる、次のいずれかの行為等があった場合、登録企業については県または実施保険者が、認定企業について

は県が取り消すことができるものとします。

ア 従業員の健康を害するおそれのある行為

イ 法令違反等、県民の信頼を損なう行為

ウ 期限が一定期間経過しても、正当な理由がなく、評価シート等の必要な書類の提出が行われない場合

エ その他、登録企業または認定企業としてふさわしくない行為

2 取り消しとなった認定企業は、認定証、認定ステッカー、のぼり及びミニのぼり、認定ロゴのデータが入った電子媒体の返納を行うものとします。

3 再び取組を行う場合には、登録手続きから行うこととします。

(デザイン等の使用)

第9条 認定ロゴマークのデザイン及び認定企業の名称（以下「デザイン等」という。）については、次に掲げる場合のみ使用することができます。

なお、いずれの場合も著作権法に抵触する使用はできません。

(1) 県、健康福祉センター及び実施保険者が使用する場合

(2) 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合。

(3) 認定企業が、該当していることを広報するために広告等で使用する場合。

ただし、次に掲げるものについては使用が認められません。

ア デザイン等の商品化を目的とするもの。

イ 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とするもの。

ウ 法令や公序良俗に反するおそれがあるもの。

エ その他、県が不適切と認めたもの。

また、認定が中止、取り消しとなった場合は、速やかに使用を中止してください。

(要綱の改定)

第10条 本要綱は、県が必要に応じて改定するものとします。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとします。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行します。